

豊中市私立幼稚園尿検査補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市私立幼稚園児童の健康並びに保護者の経済的負担の軽減を図るため、一般財団法人豊中子ども財団が行う事業に対する尿検査補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 市長は、一般財団法人豊中子ども財団に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。交付の手続きは、一般財団法人豊中子ども財団の代表者（以下「代表者」という。）が行う。

(補助金の対象事業)

第3条 一般財団法人豊中子ども財団の行う事業のうち、補助金の対象となる事業は第5条の交付決定後の大阪府知事から認可された市内にある私立幼稚園（ただし、特定教育・保育施設を除く）の園児（以下、「私立幼稚園園児」という。）の尿検査に対する補助とする。

(交付申込み)

第4条 代表者は、豊中市私立幼稚園尿検査補助金交付申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長が定める期日までに提出しなければならない。この場合において、前条の事業についての交付申込みは、私立幼稚園園児一人当たりの単価額とする。

(1) 収支予算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申込書を受理し、その内容が適正であると認めるときは補助金の交付を決定し、必要なときは条件を付して当該申込者に通知（様式第2号）するものとする。ただし、第3条の事業についての交付決定は、私立幼稚園園児一人当たりの単価額とする。

(変更交付申込み)

第6条 前条の交付決定を受けた代表者がやむを得ない事情により第4条の交付申込みの内容を変更しようとするときは、変更交付申込書（様式第3号）及び必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(変更交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の変更交付申込書を受理し、その内容が適正であると認めるときは補助金の交付決定を変更し、必要なときは条件を付して当該申込者に通知（様式第4号）するものとする。

(実績報告の提出)

第8条 補助金の交付を受けた代表者は、当該補助金にかかる事業を当該年度中に完了するとともに、事業完了後30日以内に実績報告書（様式第5号）並びに一般財団法人豊中子ども財団の当該年度の収支決算見込み書のほか必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、一般財団法人豊中子ども財団は収支決算書を理事会の承認を得た後、速やかに提出しなければならない。

2 市長は必要があると認めるときは、実績報告書のほか補助金の決算上参考となる書類の提出を求めることができる。

(額の確定)

第 9 条 市長は、前条の実績報告について、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定するとともに、代表者に通知（様式第 6 号）する。

（交付の時期）

第 10 条 交付の時期は、事業完了後に交付する。

2 補助金の交付を受けようとするものは、交付請求書（様式第 7 号）により行う。

（補助金の返還）

第 11 条 市長は、補助金の交付を受けた代表者が次の各号の一に該当するときは、期限を定めて補助金の全部または一部を返還させることがある。

- （1）虚偽の申込みをしたとき
- （2）補助金の交付の条件に違反したとき
- （3）補助金を目的外に使用したとき
- （4）その他市長の指示に従わなかったとき

（指示及び検査）

第 12 条 市長は、この補助金の内容及び執行について、適正を期するため、代表者に対し必要に応じて指示及び検査をすることができる。

（出納）

第 13 条 補助金の交付を受けた代表者は対象事業にかかる出納について現金出納簿、証拠書類等を明確に整備しなければならない。

（細則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に必要な事項は、市長が別に定める。

（附則）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。